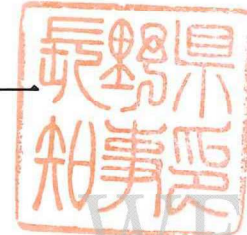


産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県吉川市大字三輪野江2300番地1
氏 名 株式会社スズセイ
代表取締役 宮田 仁史

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事 阿部 守一



許可の年月日 令和元年6月2日
許可の有効年月日 令和6年6月1日

1 事業の範囲

収集運搬（積替保管を除く。）する産業廃棄物

- ・ 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）
- ・ 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）
- ・ 廃油
- ・ 廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）
- ・ 廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）
- ・ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- ・ 紙くず
- ・ 木くず
- ・ 繊維くず
- ・ 動植物性残さ
- ・ 動物系固形不要物
- ・ ゴムくず
- ・ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- ・ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- ・ 鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）
- ・ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
- ・ ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）

（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を含む。）

以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ
該当なし

3 許可の条件 なし

4 許可の更新又は変更の状況

- ・平成 6 年 6 月 2 日 新規許可
- ・令和 元年 6 月 2 日 更新許可
- ・令和 2 年 11 月 6 日 変更許可

種類の追加 燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鉍さい(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)、(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破碎物を含む。)を追加

5 県内の政令市(長野市)における積替え許可の有無
市名 該当なし 許可番号 該当なし

有 ・ (無)

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ (無)